

滋賀県美容師法施行細則

昭和33年8月20日
滋賀県規則第44号

(改正)	昭和35年10月1日規則第 58号	昭和48年 1月22日規則第 3号
	昭和52年 9月20日規則第 47号	昭和58年 3月31日規則第 17号
	昭和59年 3月31日規則第 14号	昭和59年10月15日規則第 71号
	昭和61年 3月27日規則第 11号	平成元年 3月30日規則第 26号
	平成 3年 1月21日規則第 1号	平成 4年 5月11日規則第 38号
	平成 6年 4月 1日規則第 31号	平成 8年12月25日規則第 88号
	平成10年 3月20日規則第 12号	平成12年 3月31日規則第 62号
	平成13年10月26日規則第105号	平成15年 3月28日規則第 31号
	平成17年 3月31日規則第 24号	

滋賀県美容師法施行細則を次のように制定する。

滋賀県美容師法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し、美容師法施行令(昭和32年政令第277号)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)および滋賀県美容師法施行条例(平成12年滋賀県条例第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開設届等)

- 第2条 省令第19条第1項の届出書は、美容所開設届(別記様式第1号)によるものとする。
- 2 法第11条第2項の規定による変更または廃止の届出は、美容所(変更・廃止)届(別記様式第2号)によるものとする。
 - 3 省令第21条第1項の届出書は、美容所営業承継届出書(相続)(別記様式第3号)によるものとする。
 - 4 省令第22条第1項または第22条の2第1項の届出書は、美容所営業承継届出書(合併・分割)(別記様式第4号)によるものとする。

(美容所の検査確認)

- 第3条 知事は、法第12条の検査を行つた結果、その構造設備が基準に適合していることを確認したときは、美容所検査確認済証(別記様式第5号)を交付するものとする。
- 2 美容所の開設者は、美容所検査確認済証を客の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。
 - 3 美容所検査確認済証を破り、汚し、または失つた者は、美容所検査確認済証再交付申請書(別記様式第6号)を知事に提出して、その再交付を受けることができる。
 - 4 美容所検査確認済証は、法第11条第2項の規定による届出(美容所検査確認済証の記載事項以外の事項の変更に係るものを除く。)または法第12条の2第2項の規定による届出の際には、返納しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に知事に届けて美容所を開設している者に対する第21条の規定の適用については、昭和34年3月31日までは、なお、従前の例による。

付 則(昭和35年規則第58号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の第1条から第25条までに掲げる規則(以下「旧関係規則」という。)に定める様式によりされた手続その他の行為は、この規則による改正後の第1条から第25条までに掲げる規則に定める相当様式によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 旧関係規則に定める様式による用紙は、付則第1項の規定にかかわらず、当分の間使用できるものとする。

付 則(昭和48年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年規則第14号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の滋賀県美容師法施行細則、滋賀県理容師法施行細則および滋賀県クリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(昭和59年規則第71号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県手数料規則(昭和31年滋賀県規則第12号)の一部を次ように改正する。
〔次のよう〕略

付 則(昭和61年規則第11号)抄

改正 平成10年3月20日規則第12号

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
(滋賀県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律(昭和60年法律第90号。以下「法」という。)第19条の規定による改正前の美容師法第4条の規定による美容師試験に合格した者については、第1条の規定による改正前の滋賀県美容師法施行細則第13条、別記様式第14号および別記様式第15号の規定は、平成12年3月31日までの間は、なお効力を有する。

- 3 法附則第5条第2項に定める者であつて、同条第3項の規定により美容師試験の实地試験を受けようとするものは、第1条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行細則第12条第2項第1号および第2号の規定にかかわらず、昭和59年1月1日から昭和61年3月31日までに行われた美容師試験の学科試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。

付 則(平成元年規則第26号)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の滋賀県クリーニング業法施行細則別記様式第3号の2によるクリーニング所検査確認済証、改正前の滋賀県理容師法施行細則別記様式第23号による理容所検査確認済証および改正前の滋賀県美容師法施行細則別記様式第23号による美容所検査確認済証は、それぞれ改正後の滋賀県クリーニング業法施行細則別記様式第3号の2によるクリーニング所検査確認済証、改正後の滋賀県理容師法施行細則別記様式第23号による理容所検査確認済証および改正後の滋賀県美容師法施行細則別記様式第23号による美容所検査確認済証とみなす。

付 則(平成3年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年規則第31号)

改正 平成10年3月20日規則第12号

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成2年7月11日前に実施された理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項に規定する理容師試験に合格した者および同日前に実施された美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項に規定する美容師試験に合格した者については、それぞれ第1条の規定による改正前の滋賀県理容師法施行細則(以下「旧理容師法施行細則」という。)第13条および別記様式第14号から別記様式第16号までの規定ならびに第2条の規定による改正前の滋賀県美容師法施行細則(以下「旧美容師法施行細則」という。)第13条および別記様式第14号から別記様式第16号までの規定は、平成12年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

(平10規則12・一部改正)

- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧理容師法施行細則別記様式第23号による理容所検査確認済証および旧美容師法施行細則別記様式第23号による美容所検査確認済証は、それぞれ第1条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行細則別記様式第23号による理容所検査確認済証および第2条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行細則別記様式第23号による美容所検査確認済証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧理容師法施行細則および旧美容師法施行細則に定める様式による用紙は、平成7年3月31日までの間は、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成8年規則第88号)

- 1 この規則は、平成8年12月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の滋賀県クリーニング業法施行細則、第2条の規定による改正前の滋賀県理容師法施行細則および第3条の規定による改正前の滋賀県美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成10年規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第4条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる実地修練に係る事務の取扱いについては、同項の規定による告示がされるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の滋賀県理容師法施行細則(以下「旧理容師法施行細則」という。)および第2条の規定による改正前の滋賀県美容師法施行細則(以下「旧美容師法施行細則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧理容師法施行細則別記様式第23号による理容所検査確認済証および旧美容師法施行細則別記様式第23号による美容所検査確認済証は、それぞれ第1条の規定による改正後の滋賀県理容師法施行細則別記様式第6号による理容所検査確認済証および第2条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行細則別記様式第6号による美容所検査確認済証とみなす。

付 則(平成10年規則第61号)

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則(平成12年規則第62号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある滋賀県美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成13年規則第105号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記様式第11号に定める様式による確認規程認定書、第6条の規定による改正前の滋賀県美容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による美容所検査確認済証、第7条の規定による改正前の滋賀県理容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による理容所検査確認済証および第8条の規定による改正前の滋賀県クリーニング業法施行細則別記様式第3号の2に定める様式によるクリーニング所検査確認済証は、それぞれ第2条の規定による改正後の滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記様式第11号に定める様式による確認規程認定書、第6条の規定による改正後の滋賀県美容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による美容所検査確認済証、第7条の規定による

改正後の滋賀県理容師法施行細則別記様式第5号に定める様式による理容所検査確認済証および第8条の規定による改正後の滋賀県クリーニング業法施行細則別記様式第3号の2に定める様式によるクリーニング所検査確認済証とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある第1条から第8条までの規定による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成15年規則第31号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第24号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。